

放課後児童支援員認定資格研修

— 科目2—

放課後児童健全育成事業の 一般原則と権利擁護

映像教材の説明文書

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護

③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2 子どもを理解するための基礎知識

④子どもの発達理解

⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達

⑥障害のある子どもの理解

⑦特に配慮を必要とする子どもの理解

3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援

⑨子どもの遊びの理解と支援

⑩障害のある子どもの育成支援

4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

⑪保護者との連携・協力と相談支援

⑫学校・地域との連携

5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

⑬子どもの生活面における対応

⑭安全対策・緊急時対応

6 放課後児童支援員として求められる役割・機能

⑮放課後児童支援員の仕事内容

⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業

★☆☆☆☆☆☆ 映像教材の活用方法 ★☆☆☆☆☆☆

本映像教材は、厚生労働省「職員の資質向上・人材確保等研修事業」における放課後児童支援員等研修事業実施要綱「放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県等認定資格研修ガイドライン）」に沿って作成したものです。

放課後児童クラブ運営指針および放課後児童クラブ運営指針解説書に準拠して作成していますので、放課後児童支援員認定資格研修において、講師や実施主体等が活用することができます。以下に活用方法と留意点を示します。

★☆☆☆☆☆☆ 科目の担当講師による活用例 ★☆☆☆☆☆☆

○講義組立のための参考資料として

新たに講義を担当される講師に、研修内容を理解していただくための参考としていただけます。その際には、この説明文書にある「講義の際の参考情報と、本教材の使用箇所・内容について」を参照していただくことをお勧めします。

○講義中で部分的に投影する

映像教材は、各科目で重要とされている内容を整理して、項目ごとに作成しています。そのため、部分的な使用が可能です。

活用方法として、それぞれ項目について話をする際に、まず、映像教材の該当する項目(チャプター)を投影したうえで、講師が具体的な事例をあげながら説明することもできますし、講師がその項目全体を説明をした上で、項目ごとのまとめとして、映像教材を見て、ふりかえりをしてもらうような活用方法もあります。

また、さまざまなデータや制度等の紹介場面を活用し、それ以外の部分については、地域の実情に応じた講義をすることなども考えられます。

なお、データは徐々に古くなることや制度上にもさまざまな変更があると考えられるため、講義の中で最新情報を補ったり、資料を配付することや、プレゼンテーションソフトなどを活用して音声を入れて差し換え用の画像を作成し、映像教材と組み合わせて活用することも可能です。

○他の科目の映像教材を活用する

放課後児童支援員認定資格研修では、科目間で講義内容が重複する部分を調整することが望めます。その結果、他の科目で収録されている映像教材を活用することも可能です。

★☆☆☆☆☆ 研修実施方法別の活用法、留意点 ★☆☆☆☆☆

○集合研修時の活用

受講者数に応じた会場を用意し、講師と協力して、映像教材を投影して、研修を実施することが可能です。講師のプレゼンテーションソフトに取り込むことも有効です。

○サテライト開催での活用

サテライト開催の場合は、基本的に中央会場での講義並びに映像教材視聴をライブ配信により、映像を投影して実施します。サテライト側においても、本人確認や受講確認を行います。

☆☆☆☆☆ 受講者からの質問への対応について ★☆☆☆☆

講師は、映像教材を使用する場合は、必ず事前に収録されている内容を確認していただき、質問への対応ができるようにしてください。

なお、それぞれの項目ごとに、参考文献を掲載していますので、合わせて確認されることをお勧めします。

★☆☆☆☆☆☆ 資料や教材について ★☆☆☆☆☆☆

別DVDに収録しているスライド資料を活用することも可能です。必要箇所のみを印刷し、配付することもできます。

都道府県等認定資格研修ガイドラインで示している通り、放課後児童支援員認定資格研修では、放課後児童クラブ運営指針ならびに放課後児童クラブ運営指針解説書を使用する必要がありますので、該当箇所を示すことも有効です。

★☆☆☆☆☆☆ そのほかの活用例 ★☆☆☆☆☆☆

放課後児童支援員や放課後児童クラブの運営主体等において、復習や研修内容の共有のために、この映像教材を活用いただくことが可能です。その際には、厚生労働省YouTubeチャンネル(巻末参照)からご覧ください。

本科目のシラバス

(平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知より)

<項目名>

- 1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解

<科目名>

- 1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護(90分)

<ねらい>

- 放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。
- 放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。
- 子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。

<ポイント>

- 主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(4)の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。

<主な内容>

- 放課後児童健全育成事業の一般原則の内容
 - ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容
 - ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容
- 放課後児童クラブの社会的責任
 - ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容
 - ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ
- 放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防
 - ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解
 - ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容
- 子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識
 - ・今日の子どもの家庭福祉と子どもの権利
 - ・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等

<講師要件>

ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等(放課後児童指導員)

イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員

本教材のもくじ

※DVDのチャプターと対応しております

1. 「権利擁護」の意味
2. 放課後児童支援員と倫理
3. 体罰について

講義の際の参考情報と、 本映像教材の使用箇所・内容について

都道府県等認定資格研修ガイドラインにおけるシラバスに示されている講義内容の例示をしています。シラバスで示されている講義の柱を「主な内容」とし、それぞれの講義で活用が想定される映像教材を囲みで記載しています。

(凡例) ○ = シラバスで示している内容

◆ = 講義の際に活用できる参考情報

解説書 = 厚生労働省編(2021)「改訂版放課後児童クラブ運営指針解説書」フレーベル館

導入 ～ 主な内容①放課後児童健全育成事業の一般原則の内容

○ねらいと主な内容の確認

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全事業の一般原則の内容

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容

◆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5・11・12・16・17条の内容を説明する。

◆放課後児童クラブ運営指針第1章3(4)(解説書P.29～33)の内容を説明する。

主な内容②放課後児童クラブの社会的責任

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容

○子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ

◆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第5条第2項・第3項、第8条の内容を説明する。

◆放課後児童クラブ運営指針第1章3(4)(解説書P.29～33)の内容を説明する。

主な内容③放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防

○子どもへの虐待等の禁止と予防の理解

○子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容

◆児童福祉法第33条10、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容を説明する。

◆児童の権利に関する条約第19条1項の内容についても触れる。

主な内容④子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識

○今日の子どもの家庭福祉と子どもの権利

○放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等

◆放課後児童クラブ運営指針第4章5(2)(解説書P.140～143)、第7章1(解説書P.183～192)の内容を説明する。

◆子どもの権利に関する以下の法令等(例示)を紹介する。

・日本国憲法第13条

・日本国憲法第25条

・児童福祉法第1条、第2条

・児童憲章

・障害者の権利に関する条約第1条

・児童の権利に関する条約第3条、6条、12条、18条、31条／等

【教材】項目1:「権利擁護」の意味

収録時間:約10分

収録内容:

○権利擁護の考え方について、児童福祉法、児童の権利に関する条約等から説明

○事業所内における児童虐待の禁止について

【教材】項目2:放課後児童支援員と倫理

収録時間:約8分

収録内容:

○倫理とは何か

○職場倫理、職業倫理についての解説

【教材】項目3:体罰について

収録時間:約4分

収録内容:

○令和2年4月1日施行の改正児童福祉法における親権者等による体罰の禁止に関する内容

※項目3「体罰について」は、シラバス作成後である令和2年4月1日に施行された児童福祉法で法定化された「親権者等による児童のしつけにおける体罰の禁止」を解説したものです。主な内容③④などでの活用が期待できますし、まとめて補足的に説明することもできます。

まとめ

◆講義のまとめと振り返りをすることも有効である。

<教材使用時の留意事項>

この教材で示しているデータは、可能な限り、作成時における最新情報を使用しています。今後、受講生には適宜、最新データに基づく情報を提供することが必要になります。教材のなかで「出典」「参考資料」を示していますので、確認することをお勧めします。

参考サイト:

政府統計の総合窓口 e-Stat

<https://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 放課後児童健全育成事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体は、このDVDに格納しているデータを講師に提供することが可能です。受領した講師は、放課後児童支援員認定資格研修を実施するにあたって、使用することが可能です。部分的に使用することは可能ですが、内容の改変はご遠慮ください。

<厚生労働省YouTubeチャンネル>

放課後児童支援員認定資格研修動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/v_houkago.html

★本映像教材は、厚生労働省令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における研修の開催及び受講の促進等に関する調査研究」(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)の成果を活用して、作成しました。

監修委員 (五十音順) ○は本科目担当者

- 植木 信一 新潟県立大学 教授
- 上村 康子 大阪教育福祉専門学校 特別任用非常勤講師
- 尾木 まり 子どもの領域研究所 所長
- 高橋 貴志 白百合女子大学 教授
- 中川 一良 社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館 館長
- 野中 賢治 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長
- 水野かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 事務局参事